

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (特別徴収義務者用)

横浜市

様					
---	--	--	--	--	--

特別徴収税額	人 数	納 付 額	課税人員		非課税人員	
			人 数	納 付 額	人 数	納 付 額
月	6月分			12月分		
割	7月分			1月分		
額	8月分			2月分		
	9月分			3月分		
	10月分			4月分		
	11月分			5月分		

この通知による処分の内容に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。

この通知による処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として（横浜市長が被告の代表者となります。）提起できることとされています。

なお、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。

横 浜
市 長 印

なお、地方税共同機構が提供する地方税共通納税システムをご利用になる場合は、横浜市の市区町村コード「141003」をご使用ください。

指定番号	宛名番号	市区町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	3月分	4月分	5月分	2月分	3月分	4月分	5月分	(備考)
住 所				氏 名				様								変更月		月		

指定番号	宛名番号	市区町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	3月分	4月分	5月分	2月分	3月分	4月分	5月分	(備考)
住 所				氏 名				様								変更月		月		

指定番号	宛名番号	市区町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	3月分	4月分	5月分	2月分	3月分	4月分	5月分	(備考)
住 所				氏 名				様								変更月		月		

指定番号	宛名番号	市区町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	3月分	4月分	5月分	2月分	3月分	4月分	5月分	(備考)
住 所				氏 名				様								変更月		月		

指定番号	宛名番号	市区町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	3月分	4月分	5月分	2月分	3月分	4月分	5月分	(備考)
住 所				氏 名				様								変更月		月		

指定番号	宛名番号	市区町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	3月分	4月分	5月分	2月分	3月分	4月分	5月分	(備考)
住 所				氏 名				様								変更月		月		

原則として、4月15日【例月の異動（退勤・転勤）は各月10日】までに提出のあった給与所得者異動届出書等に基づき通知しています。

特別徴収義務者名	様
----------	---